

クローバー News

クローバーに期待する

宮部 真弥子／富山県支部（クローバー運営委員会 担当理事）

皆様2017年をいかがお迎えでしょうか？

大変ご挨拶が遅れましたが、今年度からクローバー運営委員会を担当させていただいています。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。そして今年も充実した1年となりますようお祈りいたします。

さて、担当理事として、少しでも皆様に追いつきたいと思い、先日「第11回認定成年後見人養成研修」を聴講させていただきました。企画内容も大変すばらしく、ひときわ熱心に参加されている参加者が多く、印象的な研修でした。

精神保健福祉士が後見人等を受任する際には、意思決定支援を前提とし、後見人として必要な権限行使を行う場合も判断力の変化を見据え、「精神障害者本人の権利を擁護し、その自己決定を最大限に尊重しつつ成年後見人には精神保健福祉士の専門的力」が求められます。

一方、実際の後見事務とソーシャルワーカーとしての関わりは、切り離してとらえていくことも大切

であり、まさしく、ソーシャルワーカーとしての力が培われている精神保健福祉士でないと、質の良い後見が行えないこととなります。その意味で、本協会の「認定成年後見人養成研修」の受講要件を協会の生涯研修制度における基幹研修Ⅲ修了者（研修認定精神保健福祉士あるいは認定精神保健福祉士）とハードルを高くしていることも合点がいきます。精神保健福祉士が後見を担う意味について深く考える機会となりました。

また、成年後見制度は権利擁護のためのひとつの制度ではありますが、制度そのものに様々な課題があります。精神障害者の生活を支える制度となり得るよう、「クローバー」登録者の後見活動の集積から、法改正に向け提言していくことも協会の大きな責務となります。

一人ひとりが各地で質の高い後見活動を展開されることを期待し、協会として様々なバックアップを行っていききたいと思います。



体験報告

山梨県支部／池谷 進

山梨県内では3人の認定成年後見人ネットワーク「クローバー」登録者がいますが、今回、その登録者の中から初めて受任することになりました。今回の首長申し立てをしている役所の担当職員が、公益社団法人日本精神保健福祉士協会を通して相談をされたところから話が進みました。一般的には家庭裁判所でご本人に関する書類を閲覧する程度で受任するかどうかの判断をしなければならないと聞いていますので、受任前に役所の担当職員と共に、精神科病院に入院されているご本人に面会できたことは、初めての受任となる私の不安を解消する貴重な経験でした。ご本人も「この人（私）」が自分の保佐人になるのだと言われて、それなりに大丈夫という印象を持てることとなり、こういう形は双方にとってプラスではないかと感じました。その翌月には家庭裁判所において、ご本人や申し立て人（役所の職員）、保佐人候補者の私が、家庭裁判所の職員の面談を経て正式に登録されました。ご本人の退院、施設入所等に

ついて、主治医や看護を交えたケースカンファレンスにも参加することとなり、自身のPSWとしての経験から多くの意見を述べさせてもらい、また、同席されていたご本人の意向を確認、尊重することをかなり意識して関わらせていただきました。その後、施設への体験入所等にあたり、契約等の手続きを保佐人として担いました。1週間の体験を終えて、残念ながらご本人が入所を拒んだため入院は継続していますが、毎月の預金口座からの引き出しや医療費等の支払い、ご本人との面会等を繰り返しています。ある時、ご本人が私をどのように受け止めているか確認する場面があり、（確かに認知機能の低下は少しあるものの）保佐人という意味が殆ど理解されていなかったことがわかりました。それなりにきちんと進めていたつもりではいましたが、「これでいいのかなあ…」と反省させられました。次の受任に向けて周囲からの期待は大きいのですが、一步一步進めていきたいと思っています。



認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2016年12月31日現在登録者 146名

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	10	岩手 2、宮城 5、山形 2、福島 1
関東・甲信越ブロック	57	栃木 1、群馬 1、埼玉 12、千葉 7、東京 21、神奈川 11、山梨 3、長野 1
東海・北陸ブロック	19	岐阜 2、静岡 5、愛知 12
近畿ブロック	9	京都 1、大阪 4、兵庫 4
中国ブロック	8	鳥取 1、岡山 1、広島 3、山口 3
四国ブロック	7	愛媛 6、高知 1
九州・沖縄ブロック	31	福岡 12、熊本 7、宮崎 1、鹿児島 2、沖縄 9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2017年1月13日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 150件

正式受任 105件	
受任中 92件	受任終了 13件
宮城 3、埼玉 3、千葉 1、東京 26、神奈川 6、山梨 1、岐阜 1、静岡 1、愛知 1、大阪 2、鳥取 1、愛媛 2、福岡 21、熊本 20、沖縄 3	北海道 2、宮城 1、東京 7、静岡 1、福岡 1、熊本 1
受任前調整中 4件	
東京 1、福岡 1、家裁外相談 2	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2016年9月1日～2016年12月31日)

- 10月1日 第3回クローバー神奈川 登録者の集い
- 10月14日 第1回クローバー東京都 登録者の集い
- 10月21日 平成28年度後見人等候補者推薦団体との意見交換会 東京家庭裁判所(木太常務理事、浅沼委員)
- 10月24日 内閣府成年後見制度利用促進委員会利用促進策WG・不正防止対策WG合同ヒアリング(長谷川委員長、齋藤副委員長)
- 10月26日 平成28年度家事関係機関との連絡協議会 熊本家庭裁判所(熊本県支部/木村氏)

「第11回認定成年後見人養成研修」を受講して

神奈川県支部/高田 みほ

今回の認定成年後見人養成研修では、日々成年後見人等を希望される当事者、ご家族と関わる中で申立て依頼を支援する側から、受任する側の真の現状を学ぶ、大変内容の濃い4日間を過ごすことができました。

弁護士、司法書士の先生方からは、成年後見人等として求められる「本人の意思尊重」、「身上配慮」、「善管注意」の三つの義務について丁寧な解説をいただき、うっすらと描いていた全体像と詳細が明らかになりました。

また、成年後見人等の責任の範疇と限界、そして課題について実践現場を数多く踏まれている諸先輩方より包み隠さずご説明いただき、直面している厳しい現実、そして成年後見制度先進国である英国、ニュージーランドの事例を基に当事者の最善の意思決定支援のあり方を今なお模索し続けられているという事を改めて知ることができました。

最終日の演習では、日頃ワーカーとして当事者の生活環境を客観的な視点でアセスメントし介入方法を検討するという立ち位置をパラダイムシフトし、成年後見人等として「いかに当事者側に立ち、信頼関係を構築しながら最期まで伴走していくのか」について学びました。参加者同士の歯に衣着せぬ意見交換ができたことは非常に有意義であると同時に、同一の講義を受けた受講生同士でさえも意思決定支援のあり方に大きな認識の差が生じ始めていることに気づき、改めて成年後見を受任する上の難しさを考えさせられました。

「後見人等は孤独な作業が多い。被後見人等が亡くなった時、自分では信じられないほど落ち込んだ。けれどこうして仲間がいて語り合うことで乗り越えられた。」という大先輩の言葉が深く心に刻まれました。このような学びと気づきを得る大変貴重な機会をいただき、主催者側の皆様に深く御礼申しあげるとともに、ご指導いただいたご恩を将来、成年後見人等として当事者とともに歩むことでお返しをして参りたいと思いました。



編集後記

新しい年となりました。本年もどうぞよろしくお願い致します。

何だか毎年のように言っておりますが、今年もとても寒い日が多いですね。雪国の会員の皆様は如何でしょうか？

交通の便というのも後見等活動をする際には考えるものです。雪や強風などの天候も悩ましいですが、物理的に遠いというのも考えることがありますよね。せめて、クローバー登録者の皆様とは心理的距離は近くなりたいと思う、新年の抱負でした・・・。

(クローバー運営委員：毛塚 和英)

